

富山県第3期障害福祉計画の策定について

1. 趣旨

障害者自立支援法に基づく「障害福祉計画」（障害福祉サービス等の必要な量の見込み及びその見込量の確保のための方策）の第2期計画（計画期間：平成21年度～23年度）の進捗状況等を踏まえ、第3期（計画期間：平成24年度～26年度）を平成23年度中に策定するもの。

2. 検討組織

富山県障害者施策推進協議会

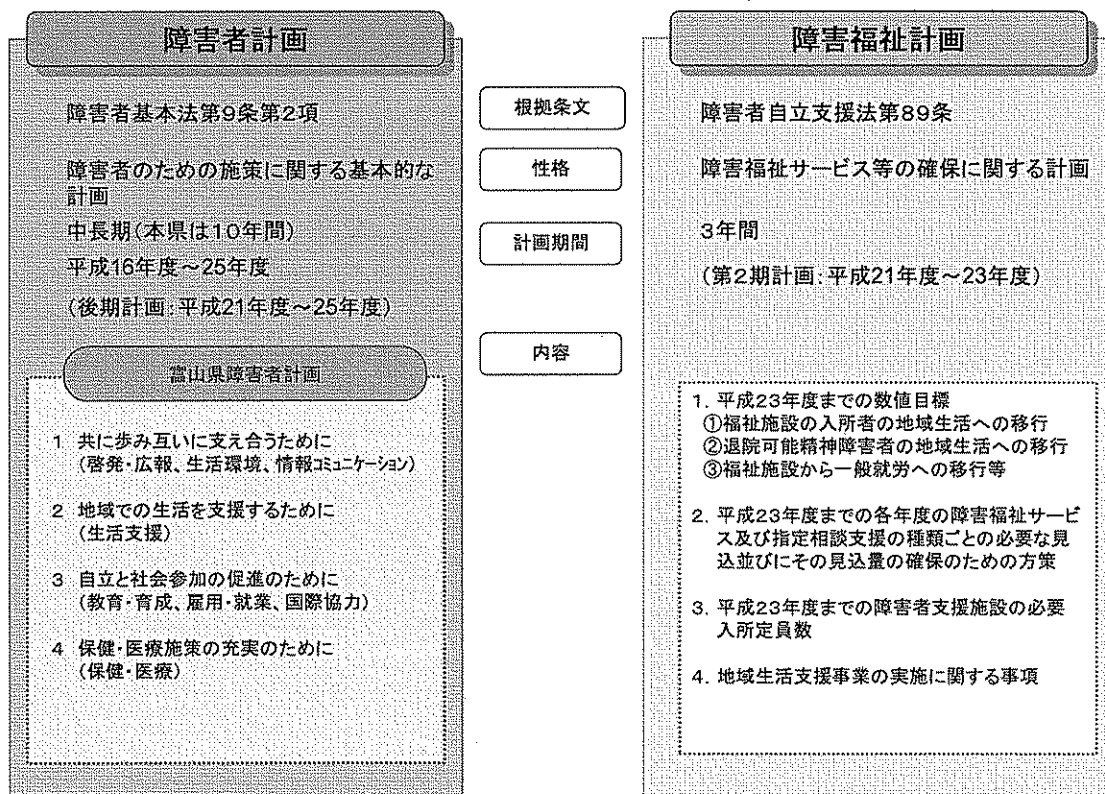
3. 計画策定の考え方

別紙のとおり

4. 策定スケジュール

別紙のとおり

<参考>障害者計画と障害福祉計画の関係



障害福祉計画について

基本指針について

- 基本指針は、障害者自立支援法第87条第1項の規定に基づき、障害福祉サービス等の提供体制及び自立支援給付等の円滑な実施を確保することを目的として、作成されるもの。(平成18年6月26日告示、平成19年3月30日・平成21年1月8日・平成21年3月30日改正)
- 障害福祉計画は、この基本指針に即して、市町村・都道府県が作成

障害者自立支援法

(市町村障害福祉計画) ……第88条

- 各年度における障害福祉サービス・相談支援の必要な見込量、その確保のための方策
- 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項 等

(都道府県障害福祉計画) ……第89条

- 区域ごとの各年度の障害福祉サービス・相談支援の必要な見込量、その確保のための方策
- 区域ごとの障害福祉サービス・相談支援に従事する者の確保又は資質向上のために講ずる措置に関する事項
- 各年度の障害者支援施設の必要入所定員総数
- 障害者支援施設の障害福祉サービスの質の向上のために講ずる措置に関する事項
- 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項 等

計画期間について

18年度 19年度 20年度 21年度 22年度 23年度 24年度 25年度

第1期計画期間

第2期計画期間

第3期計画期間

第3期障害福祉計画について

【基本的理念・基本的考え方】

- ① 現基本指針の基本的理念・基本的考え方、市町村及び都道府県障害福祉計画に定める事項等については、考え方は変更しないが、必要な時点修正等を行う。
- ② 計画期間
平成24年度から平成26年度までの3年間とする。
ただし、障害者総合福祉法（仮称）の平成25年8月までの実施を目指しており、計画期間中に計画を見直すこととなる可能性がある。
- ③ 児童福祉法に基づく障害児に係るサービスの提供体制の整備方針等を定めることが望ましい。各都道府県等の判断で障害児に係るサービスの提供体制の整備方針等を定めることが望ましい。

【数値目標】

（1）数値目標

- ① 項目は第2期計画と変更ありません。
- ② 数値目標の設定

- 1 施設入所者の地域生活への移行に関する数値目標については、次の数値を基本としつつ、都道府県等において、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定する。なお、既に次の数値を上回る都道府県等においてはさらに高い目標値を設定されたい。

項目	基準時点	終了時点	第3期計画の数値目標の基本となる数値とその考え方	備考
地域移行者数	平成17年10月1日	平成26年度末	3割以上	※児童福祉法の改正により、18歳以上の入所者について障害者自立支援法に基づく障害者支援施設等として利用させることとした施設を除いて設定する。
入所者の削減数			1割以上減	

H22.10.1現在の実績
16.6%(5年間)
→1年間:3.3%
3.3%×9.5(H17.10月～H27.3月)≒
30%
現目標:7%(6年間)
⇒第3期計画分:3%(3年間)

2 退院可能精神障害者の減少に係る数値目標については、社会的入院の解消に向けての客観的な指標としてどのようなものが適切か、「今後の精神保健医療福祉のあり方等に関する検討会」報告書や「障害者制度改革の推進のための基本的な方向について」(平成22年6月29日閣議決定)、「新たな地域精神保健医療の構築に向けた検討チーム」の検討も踏まえながら検討を進めているところであり、決まり次第お示しする。

3 就労支援事業の数値目標の考え方は、以下のとおり、これまでの計画の考え方を基本として、実績や地域の実情を踏まえて設定する。

項目	第3期計画の数値目標の基本となる考え方
福祉施設から一般就労への移行	福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、平成26年度中に一般就労に移行する者の数値目標を設定する。目標の設定に当たっては、平成17年度の一般就労への移行実績の4倍以上とすることを基本として、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定。
就労支援事業の利用者数	平成26年度末における福祉施設の利用者のうち、2割以上の者が就労移行支援事業を利用することを基本として、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定。 平成26年度末において、就労継続支援事業の利用者のうち、3割は就労継続支援(A型)事業を利用することを基本として、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定。

(2) サービスの見込量
 サービス見込量の算出の考え方は、変更ありません。
 ※第3期障害福祉計画の作成に当たって、自立支援協議会の意見を聴くよう努めることが望ましいこと
 としていただきますのでご留意下さい。

富山県第3期障害福祉計画策定スケジュール(案)

年月	施策推進協議会	国	県	市町村
H19年度			身体障害児(者)ニーズ調査	
H20年度			精神障害者社会復帰ニーズ調査	
H22年度			知的障害児(者)実態調査	
H23年 5月		第3期計画策定の考え方の提示①		現状分析 数値目標・サービス見込量の検討開始
6月				
7月				
8月				
9月				
10月	○平成23年度 第1回施策推進協議会 ・計画策定スケジュール	第3期計画策定の考え方の提示② (同行援護、相談支援、精神障害者)	数値目標・サービス見込量の市町村とりまとめ・調整	数値目標・サービス見込量の中間報告
11月		基本指針告示	精神科等通院・入院患者のニーズ調査	各地域自立支援協議会での意見聴取
12月	○平成23年度 第2回施策推進協議会 ・計画素案		計画素案作成	
H24年 1月			数値目標・サービス見込量の最終取りまとめ 計画案作成	数値目標・サービス見込量の報告
2月			計画素案を公表 障害者団体及び県民からの意見聴取	
3月	○平成23年度 第3回施策推進協議会 ・計画案		計画の策定	計画の策定